

## 事前評価調書

I 事業概要																																																	
事業名	道路事業（道路改良事業）																																																
地区名	主要地方道 阿南東栄線																																																
事業箇所	北設楽郡豊根村下黒川地内																																																
事業のあらまし	<p>主要地方道阿南東栄線は、長野県下伊那郡阿南町を起点とし、本県北設楽郡豊根村を經由し同郡東栄町に至る、第2次緊急輸送道路に位置付けられている奥三河山間地域における重要な路線である。</p> <p>このうち当該工区は、現道の線形が不良で見通しも悪く、1車線の現道狭隘区間であるため、車のすれ違いが困難な状況である。</p> <p>このため、現況の幅員狭小区間を解消させ幹線道路としての本来の機能を確保するとともに、山間地域の道路ネットワークを強化させ、地域の安全で安心な生活環境の向上を図るため、整備を実施するものである。</p>																																																
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①山間や離島の暮らしを支える社会資本の整備（豊根地域の生活幹線道路整備）</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>																																																
事業費	事業費		内訳																																														
	8.1億円		■工事費 7.9億円、■用補費 0.1億円、■その他 0.1億円																																														
事業期間	採択予定年度	平成27年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成33年度																																											
事業内容	現道拡幅（2/2車線） L=0.2km W=7.0m																																																
II 評価																																																	
①事業の必要性	1) 必要性	<p>①山間や離島の暮らしを支える社会資本の整備（豊根地域の生活幹線道路整備）</p> <p>山間部における緊急輸送道路であるにもかかわらず、1車線の現道狭隘区間では車のすれ違いが困難な状況である。現道の線形が不良で、見通しも悪く、往来する人や車の安全性に課題がある。</p> <p>これらの課題を解消するための道路改良と法面対策をあわせて行い、災害に強い道路整備を行う必要がある。</p>																																															
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>交通の円滑化および安全性確保のため、事業実施の必要性がある。</p>																																														
②事業の実効性	1) 事業計画	<p>事業計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地・補償</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="3">6.1</td> <td colspan="3">2.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	工種区分	調査・設計	←→							用地・補償	←→							工事	←						→	事業費（億円）		6.1			2.0			
			H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33																																								
	工種区分	調査・設計	←→																																														
		用地・補償	←→																																														
工事		←						→																																									
事業費（億円）		6.1			2.0																																												
2) 地元の合意形成	<p>毎年「愛知・長野県境域開発協議会」や「奥三河幹線道路整備促進協議会」等の地権者を含めた地元要望があり、地元の合意形成は確保されている。</p>																																																
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が確保されているため。</p>																																															

### Ⅲ 対応方針

事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
----------------	--

### Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外  
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

・整備による走行性および安全性向上の状況。